

重度訪問介護サービス利用契約書

利用者 _____（以下「利用者」という。）と社会福祉法人加美町社会福祉協議会（以下「事業者」という。）は、利用者が社会福祉法人加美町社会福祉協議会中新田ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）から提供される重度訪問介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

第1条（目的）

本契約は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく重度訪問介護を適切に提供することを定めます。

第2条（期間）

- 1 この契約の契約期間は、契約締結の日から利用者の介護給付費支給決定期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ利用者の介護給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

第3条（重度訪問介護計画及び契約支給量）

- 1 事業者は、利用者の受給者証に記載された重度訪問介護の支給量を踏まえ、利用者の課題と意向を把握し、ケア会議を開いて利用者の重度訪問介護計画を作成します。この計画は、事業者が利用者に説明して同意を得た上で作成することとし、その写しを利用者に交付します。利用者はいつでも重度訪問介護計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。
- 2 事業者は、前項の重度訪問介護計画に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証に記載します。
- 3 利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

第4条（サービス内容）

事業者は、その指揮命令のもとに、重度訪問介護従業者（以下、「ホームヘルパー」という。）を利用者の居宅等に訪問させ、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言な

どのうちから前条に定める重度訪問介護計画にもとづいて適切にサービスを提供します。

第5条（利用者負担額及び実費負担額）

- 1 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者を支払います。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費は、事業者が市町村から代理して受領します。
- 2 前項の利用者負担額及び実費負担額の支払方法については、利用者は、重要事項説明書に定める方法を用いて支払うものとします。

第6条（利用者の中止，変更，追加）

- 1 利用者は、利用期日前において、重度訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむをえない事由がある場合は、取消料はいただきません。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などを行います。

第7条（事業者の基本的義務）

- 1 事業者は、利用者に対し、居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要なサービスを適切に行います。
- 2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービスを提供します。

第8条（事業者の具体的義務）

- 1（安全配慮義務）事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2（説明義務）事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。
- 3（人権の擁護及び虐待防止のための措置）事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。
 - 一 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者を選定し、定期的開催される虐待防止委員会での結果について、従業者に周知徹底を図る

- 二 成年後見制度の利用支援
 - 三 苦情解決体制の整備
 - 四 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - 五 その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- 4 (守秘義務等) 事業者は、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持します。
- 一 事業者の職員であった者について、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。
 - 二 事業者は、他の指定障害サービス事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。
- 5 (身体拘束の禁止) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 6 (記録保存整備義務) 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。事業者の窓口業務時間(毎週月曜日～金曜日8時30分から17時15分)に自分の記録を見ることができ、実費を負担してコピーすることができます。

第9条 (事故と損害賠償)

- 1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第10条 (緊急時における対応方法)

事業者は、居宅介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

第11条 (契約の終了事由)

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 三 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 四 第11条から第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第12条（利用者からの中途解約）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の2日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第13条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める居宅介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第8条第1項から4項に定める義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第14条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 利用者に支払能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- 二 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 三 利用者がサービス実施地域外に転居した場合

第15条（苦情解決）

- 1 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口へ苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員会へ苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された宮城県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会へ苦情を申し立てることもできます。

第16条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

以上のとおり、契約が成立したことを証するため本契約書2通を作成し、利用者及び事業者は記名押印の上、各自その1通を保有することとします。

令和 年 月 日

利 用 者	私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認いたしました。 私は、この契約書で確認する重度訪問介護の利用を申し込みます		
	住 所	〒	
	氏 名		印
	電話番号		F A X

署 名 代 行 者	私は、本人に代わり、上記署名を行いました。 私は、本人に契約意志を確認しました。		
	本人との 関 係		署名代行 の 理 由
	住 所	〒	
	氏 名		印
	電話番号		F A X
	緊 急 連 絡 先		電話番号

事 業 者	当事業所は、指定重度訪問介護事業所として利用者の申込を受諾し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。		
	住 所	〒981-4261 宮城県加美郡加美町字町裏320番地	
	氏 名	社会福祉法人 加美町社会福祉協議会	印
	代表者名	会 長 早 坂 家 一	
	電話番号	0229-63-2547	F A X

